

## 平成 30 年度私立高等学校等学び直し支援金支給要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文科科学大臣決定）第 3 条第 1 項に規定する学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

### (支給の目的)

第 2 条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である 36 月（定時制・通信制は 48 月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (受給権者)

第 3 条 学び直し支援金の支給の対象となる者は、高等学校等のうち、法施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の生徒等であって、次の各号のすべてに該当する者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 兵庫県に本校を有する私立高等学校等に在籍している者
- (2) 私立高等学校等を卒業又は修了していない者
- (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者
- (4) 平成 26 年 4 月 1 日以降に私立高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して 24 月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者）

2 前項第 3 号の規定は、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、同法施行規則（平成 22 年文科科学省令第 13 号）第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が 74 を超える者については適用しない。

### (学び直し支援金の額)

第 4 条 学び直し支援金の額は、学び直し支援金が支給される月ごとの保護者の状況に応じた、別表の第 1 欄の保護者等の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算（平成 30 年度分による。ただし、平成 30 年 4 月から同年 6 月までに関しては、平成 29 年度の市町村民税所得割額による。）の区分に応じた第 2 欄の金額と、私立高等学校等の設置者（以下「学校法人等」という。）が定める受給権者の 1 か月あたりの授業料額のうちいずれか低い方の額に、学校法人等が受給権者に対して有する授業料債権（以下「授業料債権」という。）が発生した月数を乗じた額とする。

2 前項の規定により、受給権者が学び直し支援金の支給を受けることができる期間（以下「支給期間」という。）は、受給権者の就学支援金の支給が修了した翌月から起算し、当該事業年度の 3 月

又は受給権者が卒業若しくは転退学する月のいずれか早い月までとする。

3 前条第2項に基づく前項の支給期間の始期は、当該単位の履修開始月とする。

(代理受領等)

第5条 学校法人等は、受給権者に代わって、県から学び直し支援金を受領し、授業料債権の弁済に充てるものとする。

(支給の申請)

第6条 受給権者が学び直し支援金の支給を受けようとするときは、兵庫県私立高等学校等学び直し支援金支給申請書(様式第1号)に、保護者の所得を証明する書類等を添付の上、学校法人等に提出しなければならない。

2 受給権者は、保護者の状況が変更になった場合、第1項の規定に準じて、兵庫県私立高等学校等学び直し支援金支給申請書を学校法人等に提出しなければならない。この場合、保護者の所得を証明する書類を既に提出している場合、保護者の所得を証明する書類を提出することを要しない。

3 受給権者が同時に2つ以上の高等学校等に在籍している場合、重複して申請することはできない。

4 学校法人等は、生徒から第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、とりまとめの上、私立高等学校等学び直し支援金交付申請書(様式第2号)を、別に定める日までに県に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、学び直し支援金の交付の決定をしたときは、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、その旨を私立高等学校等学び直し支援金交付決定通知書(様式第3号)により学校法人等に通知するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者

2 知事は、前項の規定による交付決定をするにあたり、必要な条件を付することがある。

3 第1項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人等は、交付決定の内容に基づき、対象となる受給権者ごとに支給すべき額を決定し、この旨を私立高等学校等学び直し支援金支給決定通知書(様式第4号)により、受給権者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 第6条の規定により申請書を提出した学校法人等は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る学び直し支援金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る学び直し支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第9条 第7条の規定による交付決定の通知を受けた学校法人等は、当該通知に係る事業の内容を変更しようとするときは、知事が別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付決定額の変更)

第10条 学校法人等は、第7条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（様式第5号）を知事が指定する期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、第7条第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を私立高等学校等学び直し支援金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該学校法人等に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく変更交付の決定をするにあたり、必要な条件を付することがある。

4 第2項の規定による変更交付決定の通知を受けた学校法人等は、変更交付決定の内容に基づき、対象となる受給権者に支給すべき額を決定し、この旨を私立高等学校等学び直し支援金変更支給決定通知書（様式第7号）により、受給権者に通知するものとする。

(支給の中止又は廃止)

第11条 学校法人等は、学び直し支援金の支給を中止し又は廃止しようとするときは、私立高等学校等学び直し支援金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を知事あてに提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 知事は、学び直し支援金の支給に関し必要があると認めるときは、学校法人等に対し報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告書の提出)

第13条 学校法人等は、学び直し支援金の支給の完了後30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(学び直し支援金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る学び直し支援金の支給の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、その旨を私立高等学校等学び直し支援金確定通知書（様式第10号）により当該学校法人等に通知するものとする。

2 前項の規定による確定の通知を受けた学校法人等は、確定の決定に基づき、対象となる受給権者に支給すべき額を決定し、この旨を私立高等学校等学び直し支援金支給実績通知書（様式第11号）により、受給権者に通知するものとする。

(学び直し支援金の請求)

第15条 知事は、第7条第1項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の交付決定）を行ったのち、学校法人等から提出される私立高等学校等学び直し支援金支払請求書（様式第12号）に基づき、学び直し支援金を交付する。

2 知事は、必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

(学び直し支援金の交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第7条第1項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあって

は、変更した後の交付決定) の通知を受けた学校法人等が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該通知に係る学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 学校法人等が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付決定の内容、これに付した条件等に違反したとき。

(2) 学校法人等が、学び直し支援金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 学校法人等が、偽りその他不正な手段により学び直し支援金の交付を受けたとき。

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、学び直し支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

3 知事は、第 14 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

(加算金及び遅延利息の納付)

第 17 条 学校法人等は、前条第 2 項の規定により学び直し支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る学び直し支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該学び直し支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定により、学び直し支援金の返還を命じられた学校法人等は、その返還に係る学び直し支援金を期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の整備及び書類の保存)

第 18 条 学校法人等は、学び直し支援金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 学校法人等は、学び直し支援金の支給にあたり、生徒及び保護者について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

第1欄		第2欄	
平成30年7月～ 平成31年3月分	平成30年4月～6月分	学び直し支援金の額（月額）	
保護者等の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算 （保護者等全員の合算）	保護者等の市町村民税所得割額 （保護者等全員の合算）	基礎分	加算分
0円	0円	9,900円	14,850円
85,500円未満	51,300円未満	9,900円	9,900円
257,500円未満	154,500円未満	9,900円	4,950円
507,000円未満	304,200円未満	9,900円	0円